

## 機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置及び 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業及び漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第2号に掲げる小型機船底びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 機船船びき網漁業

#### （1）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
おきあみ1そうびき機船船びき網漁業	宮城県沖合海面	2月15日から5月31日まで	定めなし	20トン未満	60	県内に住所を有する者

#### （2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年1月4日から令和6年2月2日まで

### 2 小型機船底びき網漁業

#### （1）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業（貝桁漁業）	第一種共同漁業権第140号	5月1日から6月30日まで	定めなし	5トン未満	12	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮城県漁業協同組合（矢本支所）と共同して当該漁業を営もうとする者
	①第一種共同漁業権第142号 ②第一種共同漁業権第143号	5月1日から6月30日まで			21	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮城県漁業協同組合（鳴瀬支所）と共同して当該漁業を営もうとする者
	第一種共同漁業権第155号	2月1日から4月30日まで			14	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮城県漁業協同組合（仙南支所（巨理））と共同して当該漁業を営もうとする者

#### （2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月22日から令和6年1月19日まで